

延岡市防災ラジオの販売に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において市民等へ適切な緊急情報等をより確実に伝達することを目的とした防災ラジオを、販売することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)緊急情報等 津波予報、気象特別情報、避難情報その他の災害緊急情報及び市長が特に必要と認める情報をいう。

(2)防災ラジオ 国、県及び市の災害時の緊急情報等、FMのべおかの放送局を通じて発信される緊急割込放送の自動起動機能を備えたラジオをいう。

(3)販売予定台数 当該年度において市が販売する予定の防災ラジオの台数をいう。

(4)災害警戒区域 次に掲げる区域をいう。

ア. 国及び宮崎県が公表する想定最大規模の洪水浸水想定図において浸水が想定される区域

イ. 宮崎県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

ウ. 宮崎県が設定する津波浸水想定図において津波による浸水が想定される区域

(5)避難行動要支援者 高齢者、要介護認定者、障がい者等のうち、自ら避難することが困難であって、避難に支援を要する者をいう。

(6)避難支援者 避難行動要支援者の避難を支援する者をいう。

(販売の対象)

第3条 販売の対象は、市内に居住する者（以下「市民」という。）並びに、市内に事務所又は事業所を有する法人、自治会及び任意団体（以下「法人等」という。）とする。

2 防災ラジオの販売台数は、1世帯につき1台（法人等の場合は事務所又は事業所につき1台。）とする。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(受信確認)

第4条 防災ラジオの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、延岡市防災ラジオ受信確認申込書（様式第1号）を提出し、市が所有する防災ラジオ（以下「受信確認用防災ラジオ」という。）の貸与を受け、FMのべおかの受信確認をできるものとする。

2 受信確認用防災ラジオの貸与を受けた者は、貸与された日から5日以内に市へ返却しなければならない。

(受信確認用防災ラジオの弁償)

第5条 受信確認用防災ラジオの貸与を受けた者は、故意又は過失により、受信確認用防災ラジオを汚損、破損又は紛失した場合には、速やかに報告するとともに、弁償しなければならない。

(申込み)

第6条 防災ラジオの購入を希望する者は、延岡市防災ラジオ購入申込書（様式第2号）（以下「購入申込書」という。）を提出しなければならない。

(販売の決定及び通知)

第7条 市は、前条により購入申込書を受領した時はこれを審査し、適當と認めたときは、販売の決定をする。

2 前項の場合において、申込台数が販売予定台数を上回った場合は、別表第1に定める優先順位により販売者の決定を行うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

3 市は、購入申込書を提出した者に対し、第1項の決定を行った者（以下「販売決定者」という。）に対しては、延岡市防災ラジオ販売決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 市は、販売を行わない者に対しては、延岡市防災ラジオ申込結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(引渡し)

第8条 市は、延岡市防災ラジオ販売決定通知書に引渡しの日時、場所等を記載するとともに、購入負担金の納付書を同封し、販売決定者に送付するものとする。

2 市は、購入負担金の納付確認後、防災ラジオを販売決定者に引き渡すものとする。

3 市は、防災ラジオ引渡し後の返品については、原則として、受け付けないものとする。

(購入負担金)

第9条 販売決定者の防災ラジオの販売に係る購入負担金は、別表第2に定める額とする。

(申込みの繰越し)

第10条 市は、延岡市防災ラジオ申込結果通知書を送付した者のうち、申込みの繰越しを希望する者について、翌年度までは、購入申込みを繰越すことができるものとする。

2 前項の申込みの繰越しを行った者の販売決定の市の判断については、第7条に定めるとする。

(申込みの取下げ)

第11条 販売決定者は、防災ラジオを受け取るまでの間、延岡市防災ラジオ申込取下書兼購入負担金返還申出書（様式第5号）により購入申込みの取下げ及び購入負担金の返還を申し出ることができるものとする。

2 市は、前項の申し出があった場合で、販売決定を行っていたときは、決定がなかったとみなす。

(販売決定の取消し)

第 12 条 市長は、販売決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、事実確認の後に販売の決定を取り消し、又は既に販売した当該防災ラジオの返還を求めることができるものとする。

- (1) 偽り又はその他の不正な方法により、防災ラジオの販売の決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由又は購入の意思がなく、納付書の期限満了日までに購入負担金を納付しないとき。
- (3) 正当な理由又は購入の意思がなく、引渡し期間内に防災ラジオを受領しないとき。

2 市は、前項の決定取消しを行ったときは、延岡市防災ラジオ販売決定取消通知書（様式第 6 号）により、販売決定者に通知するものとする。

(転売等の禁止)

第 13 条 販売決定者は、防災ラジオを他に転売又は譲渡してはならない。

(維持管理等)

第 14 条 防災ラジオの使用に係る電池の交換、修理、その他防災ラジオを受領した後に要する一切の経費は、販売決定者が負担するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

(別表第1)

販売決定における優先順位

販売決定は、販売決定時点での以下の区分により優先順位を決定するものとする。
なお、同順位にある複数の者から選定する場合は、抽選により決定するものとする。

優先順位	区分
第1順位	災害警戒区域内に居住する75歳以上の高齢者
第2順位	災害警戒区域内に居住する身体障がい者等手帳交付者
第3順位	災害警戒区域内に居住する要介護認定者
第4順位	災害警戒区域外に居住する75歳以上の高齢者
第5順位	災害警戒区域外に居住する身体障がい者等手帳交付者
第6順位	災害警戒区域外に居住する要介護認定者
第7順位	第1～3順位の避難支援者
第8順位	災害警戒区域内に所在する法人等のうち、延岡市地域防災計画に規定する要配慮者利用施設
第9順位	第6～8順位の避難支援者
第10順位	災害警戒区域外に所在する法人等のうち、延岡市地域防災計画に規定する要配慮者利用施設

※第1順位から第3順位の複数条件に該当する者は、最上位に位置する。

※第4順位から第6順位の複数条件に該当する者は、第3順位の次に位置する。

(別表第2)

販売に係る防災ラジオ購入者の購入負担金

区分	金額
1. 販売決定時点で別表第1の優先順位 第1順位から第6順位の者	2,000円
2. 1以外の者	実費相当額

様式第1号

年 月 日

延岡市長様

延岡市防災ラジオ受信確認申込書

延岡市防災ラジオの販売に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、受信の確認を行うため、受信確認用防災ラジオの貸与を申し込みます。

なお、この申込書に記入したことは、事実に相違なく、受信確認用防災ラジオを汚損、破損又は亡失した場合は、実費弁償することを誓約します。

申込者住所 (所在地)	〒一 延岡市
申込者氏名 (法人等名称・ 代表者氏名)	
電話番号	
備考	

延岡市防災ラジオ受信確認承認通知書

上記の申し込みについて、以下のとおり条件を付して承認し、受信確認用防災ラジオを貸与します。

記

貸与期間	年 月 日 から 年 月 日まで
返却先	
貸与条件	汚損、破損又は亡失した場合は、速やかに市へ連絡のうえ、実費弁償すること。
注意事項	○上記期間内に受信確認を行ってください。 ○受信確認後は、貸与期間にかかわらず速やかに返却してください。

年 月 日

延岡市長

様式第2号

年 月 日

延岡市長 様

延岡市防災ラジオ購入申込書【個人用】

この申込みに際し、防災ラジオ設置予定場所において、FMのべおかを受信できることを確認していますので、下記のとおり、延岡市防災ラジオの販売に関する要綱第6条の規定に基づき、販売を申し込みます。

また、市が販売及び購入負担金の決定を行うにあたり、下記に記載の内容確認のため、関係課に照会、又はシステムにより閲覧することに同意します。

なお、購入した防災ラジオは、譲渡・転売はいたしません。

ふりがな 申込者氏名			
申込者住所	〒 延岡市		
電話番号			
生年月日			
要 件	75歳以上	該当する	・ 該当しない
	避難行動要支援者	該当する	・ 該当しない
	想定最大規模の洪水浸水想定	区域内	・ 区域外
	土砂災害（特別）警戒	区域内	・ 区域外
	津波浸水想定	区域内	・ 区域外
申込みの 1年繰越し	希望する ・ 希望しない		

※上記情報は、延岡市防災ラジオの販売に関する事務の範囲にのみ使用します。

※「申込みの1年繰越し」を希望された方は、事業が継続している期間に再度販売を行う場合、1年に限り再度販売の判断を行います。

※申込書提出後に申込みを取下げる場合は、危機管理部災害支援課（22-7087）に御連絡ください。

※手続きや防災ラジオの受取りを第3者に委任する場合は、裏面を記入してください。

《委任状》

年 月 日

申込者（委任者）は以下の者に防災ラジオの販売に関する手続きの一切を委任します。

委任者氏名：_____印

受任者氏名：_____印

受任者住所：(〒 -)

受任者と委任者との関係：_____

受任者連絡先：_____

様式第2号

年 月 日

延岡市長 様

延岡市防災ラジオ購入申込書【法人等用】

この申込みに際し、防災ラジオ設置予定場所において、FMのべおかを受信できることを確認していますので、下記のとおり、延岡市防災ラジオの販売に関する要綱第6条の規定に基づき、販売を申し込みます。

また、市が販売及び購入負担金の決定を行うにあたり、下記に記載の内容確認のため、関係課に照会、又はシステムにより閲覧することに同意します。

なお、購入した防災ラジオは、譲渡・転売はいたしません。

ふりがな 法人等名称			
ふりがな 代表者名称			
法人等住所	〒 延岡市		
施設等名称			
電話番号			
要 件	要配慮者利用施設	該当する	・ 該当しない
	想定最大規模の洪水浸水想定	区域内	・ 区域外
	土砂災害（特別）警戒	区域内	・ 区域外
	津波浸水想定	区域内	・ 区域外
申込みの 1年繰越し	希望する ・ 希望しない		

※上記情報は、延岡市防災ラジオの販売に関する事務の範囲にのみ使用します。

※「申込みの1年繰越し」を希望された方は、事業が継続している期間に再度販売を行う場合、1年に限り再度販売の判断を行います。

※申込書提出後に申込みを取下げる場合は、危機管理部災害支援課（22-7087）に御連絡ください。

※手続きや防災ラジオの受取りを第3者に委任する場合は、裏面を記入してください。

《委任状》

年 月 日

申込者（委任者）は以下の者に防災ラジオの販売に関する手続きの一切を委任します。

委任者氏名：_____印

受任者氏名：_____印

受任者住所：(〒 -)

受任者と委任者との関係：_____

受任者連絡先：_____

様式第3号

延災第 号
年 月 日

様

延岡市長 (印)

延岡市防災ラジオ販売決定通知書

年 月 日付で申し込みのあった防災ラジオの販売について、以下のとおり決定したので延岡市防災ラジオの販売に関する要綱第7条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 販売要件

2. 購入負担金

3. 引渡し日時・場所

4. 留意事項

○本決定通知書に、購入負担金の納付書を同封しておりますので、納付書の期限満了日までに、購入負担金をお支払ください。

○防災ラジオを受領するまでの間に申込みを取り下げる場合は、延岡市防災ラジオ申込取下書兼購入負担金返還申出書（様式第5号）を提出してください。

○防災ラジオ引渡し後は、市に防災ラジオを返還いただいても支払われた購入負担金は返金しません。

○以下のいずれかに該当する場合は本決定を取消し又は既に販売した防災ラジオを返還していただくことがあります。また、支払われた購入負担金は返金しません。

- (1) 偽り又はその他の不正な方法により、防災ラジオの販売の決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく、納付書の期限満了日までに購入負担金を納付しないとき。
- (3) 正当な理由なく、引渡し期間内に防災ラジオ等を受領しないとき。

○その他、防災ラジオを受領した後に要する一切の経費は、使用者負担となります。

様式第4号

延災第 号
年 月
日 日

様

延岡市長

延岡市防災ラジオ申込結果通知書

年 月 日付で申し込みのあった防災ラジオの販売について、以下のとおり決定したので延岡市防災ラジオの販売に関する要綱第7条第4項の規定に基づき通知します。

記

1. 審査結果

申込み多数により厳正に審査した結果、今回の販売対象となりませんでした。

2. その他

申込書の「申込みの1年繰越し」の欄で、「希望する」を選択された方は、事業が継続している期間に再度販売を行う場合、1年に限り再度販売の判断を行います。

様式第5号

年 月 日

延岡市長 様

延岡市防災ラジオ申込取下書兼購入負担金返還申出書

年 月 日付で提出した延岡市防災ラジオ購入の申込については、以下の理由により取下げます。また、既に支払った購入負担金につきましては、延岡市防災ラジオの販売に関する要綱第11条第1項の規定に基づき、下記の口座に還付してください。

記

1. 申込者・法人等

氏名・名称	
住所	
電話番号	

2. 取下げ理由

3. 還付金額金 円

4. 購入負担金還付先（申出書の申請者又は受任者の口座）

金融機関名	
金融機関支店名	
口座の種目	当座 ・ 普通
口座番号	
口座名義人ふりがな	

様式第6号

延災第 号
年 月
日 日

様

延岡市長

延岡市防災ラジオ販売決定取消通知書

年 月 日付延災第 号で販売決定した防災ラジオについては、以下のとおり決定を取消したので延岡市防災ラジオの販売に関する要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 取消決定の内容

2. 取消理由

3. 留意事項

年 月 日付延災第 号にて通知していますが、既に販売した防災ラジオを返還していただきます。また、支払われた購入負担金は返金しません。